

静岡県立ふじのくに国際高等学校
国際バカロレア・ディプロマプログラム
ランゲージ・ポリシー（言語方針）

1 方針の目的

言語は私たちが生きている世界に多様な形でかかわっています。言語能力の発達は、私たちに必要な「コミュニケーションをとる」という行為の根源的要素です。また、世界で様々な言語が使用されているなか、物事の意味の構築において重要な役割を果たし、様々な概念の形成を支えるものです。

この方針では、静岡県立ふじのくに国際高等学校における指導言語、生徒の言語ニーズを把握する方法と学校が行う言語的なサポートの実施について示します。

本校は公立学校であることから、学習指導要領の規定に基づき、指導における言語は日本語です。本校の全ての教職員は、教育活動全般においてあらゆる思考の基盤となる言語の発達を重視するとともに、生徒の言語ニーズを把握し、適切に支援を行うことで、個々の言語発達を促すことに取り組みます。地域において使用されるコミュニケーション言語の大部分は日本語であり、日本語での学習は学校の地域コミュニティとその文化にも深く関わっています。

また、国際共通語としての英語を学習することに関しては、生徒、保護者及び地域コミュニティから高い期待が寄せられています。英語を学習する機会を多く設定し、表現するための言語運用能力及び国際的な視野の育成を目指しています。

言語能力には、異文化理解、思いやり、地球を生きる市民感覚、生涯学習スキルなどが含まれます。本校では、日本語と英語での学習を通して、生徒が創造力をもち自主的に学ぶことを促進します。

2 指導と学習の言語について

本校の外国語学習では、英語を学習します。本校におけるほとんどの学習を日本語で実施するため、入学検査において一定の日本語運用能力を測ることになっています。入学検査については、静岡県教育委員会により定められます。本校を含む公立高校の使用言語については「公立高校を目指すあなたへ」においても明記し、受検を希望する生徒及び保護者に公表しています。

また、言語能力の発展は全ての学習の要となることから、国語科、外国語科に限らず全ての教職員が言語の指導者であることを認識し、指導に取り組むように位置付けています。

3 生徒の状況

本校がある静岡県は、約11万人の外国人が暮らしており、生徒の一部は日本語が母語ではなく、第2言語として使用していますが、多くの生徒が日本語を第1言語として使用しています。また、前述「2 指導と学習の言語について」のとおり、生徒は入学検査を経ているため、一定の日本語能力と英語能力を持っています。

4 DP 履修者への言語教育

本校のディプロマプログラム (DP) では、デュアルランゲージ DP として、「言語の習得 (English B)」(グループ 2) 以外に、「数学(Math Analysis and Approaches)」(グループ 5) の授業を英語で実施します。そのため、生徒には授業を理解するために必要な英語運用能力が求められます。具体的な指標として CEFR の B2 を目指して、学習活動を行います。また、母語である日本語についても、言語を適切に使うことを学ぶ必要があります。

DP では、全科目の授業において、生徒が記述形式で自己を表現することが求められます。内部評価や外部評価においても、高度な記述課題やレポートの提出が必要であることに加え、「言語と文学 (国語)」(グループ 1) と「言語の習得 (英語)」(グループ 2) にはそれぞれ口述評価課題があります。

このように、DP では、日本語と英語の両方にバランスのとれた言語運用能力が必要です。本校では、国語としてグループ 1 において「言語 A : 言語と文学」の上級クラス (HL)、標準クラス (SL) を設置し、外国語としてグループ 2 において「言語 B : 英語」の上級クラス (HL) と標準クラス (SL) を設置します。「言語 A : 言語と文学」では、テキスト (文学作品や映画を含む、すべての言語構成物を指す) に対する文学分析力や文学批評力、高度な日本語運用能力の習得を目指します。「言語 B : 英語」では、異文化理解への意識を高め、生涯にわたって学び続ける精神を養いながら、英語で学びコミュニケーションできる力を育てます。特に HL では、英語文学の探究と、英語がどのように世界に影響を与えるかなどについて学習を深めます。

DP 科目や SL 及び HL の選択にあたっては、本校入学年次に実施する希望調査をはじめ、生徒と教員による面談や保護者との話し合いを繰り返し行い、さらに生徒個人の適性や学習への取組状況を慎重に鑑みながら、入学年次の 9 月頃までに決定します。

5 言語支援

(1) 指導言語 (日本語及び英語) についての支援

本校では、生徒の言語支援に向けて、言語支援担当は、校長、副校長、教頭、DP コーディネーター、教務主任、IB 教科担当等と協議します。言語支援担当は入学時アンケートにおいて、生徒の言語的背景、言語的ニーズについて調査を実施します。

言語支援担当は、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、DP コーディネーター、年次主任、学級担任、生徒指導主事、IB 教科担当、養護教諭、スクールカウンセラーと連携しながら、言語支援が必要な生徒について、日本語と英語における支援方法を検討します。検討された情報は、年度初めの職員会議において教職員全体で共有され、支援方法が提示されます。この支援方法に基づき、担当教職員は授業における生徒の個々の状況に応じた言語支援を実施します。

特に各教科の形成的評価や総括的評価のための課題において生徒が言語支援を必要とする場合は、言語支援の担当チームの支援方法に基づき、生徒が正当な評価が受けられるよう教科担当者は言語支援を行うこととします。

特別な支援を要する生徒については、定期的に学年会や教科会で情報を共有しながら、校内支援委員会が言語支援の方法や実施について確認を行います。

(2) 英語運用力向上に向けたサポート

本校 DP では、数学の授業を英語で受講するなど、高度な英語運用能力が求められます。また、英語プレゼンテーションなど、英語を自然な環境で使用する機会が多くあります。

英語の授業では、他の教科と同様に、目指す力(CEFR でB2)を生徒と教職員が共有し、到達度を具体的に把握、確認しながら日々の授業を進めます。また、ネイティブ英語教員及びALT(外国語指導助手)が在籍しているため、質問や不安は常に相談することができます。

(3) 指導言語(日本語及び英語)以外の言語を母語または最も得意な言語とする生徒への支援

本校では「日本語」「英語」以外の言語について、十分な支援を実施するために必要なスタッフがいないため、その他の言語についての支援は外部の専門機関と連携して、生徒の学校生活をサポートします。本語または英語を母語としない生徒が本校での学習を実施する際に必要となる支援は、DP コーディネーター、言語支援担当での支援方法に基づき、教科担当及び学級担任が適切に支援を行いながら、個々のニーズを把握し組織的に対応します。

6 保護者の皆様へ

言語能力はその言語にどれほど意識的に接するかの時間に比例します。例えば、高度な英語運用能力の習得のために、ご家庭での英語学習を奨励します。洋書を購入したり、オンラインで英語を学習できる環境を整え、できるだけ英語に触れる機会の増加にご協力をお願いします。

また、学校から保護者への文書は基本的に日本語で作成されますが、必要に応じて英語訳も記載します。

7 言語能力を育むためのリソース(教材)について

本校の学校図書館の蔵書はほとんどが日本語の出版物であり、個人の興味・関心をひきつける図書や、授業での学習を支援する図書を配置しています。英語で書かれた蔵書も徐々に増加し、英語のグレーデッドリーダーズ等も配置します。多くは言語学習者向けのリソースであり、初期段階の英語学習をサポートします。本校での学習をさらに効果的に行うために、研究や学習を支援する文献として、英語で書かれているリソースの整備に取り組みます。

校内のすべての普通教室と一部の特別教室ではWi-Fiへのアクセスが可能であり、生徒の個々の言語ニーズに応じたリソースをオンライン上で蔵書検索し、活用することが可能となっています。

また、外部図書館との連携を通して、生徒は日本語及び英語の書物等へのアクセスが可能となっています。現時点では、島田市立金谷図書館を中心に、静岡県立中央図書館や市町立図書館の書籍等が受け取れる仕組みがあるため、生徒は必要に応じて、同システムを利用します。

8 言語方針の改善を図るために

この言語方針は、国際バカロレア機構が出版する言語に関するガイド（“Guidelines for developing a school language policy”）及び本校の生徒の言語ニーズに応じて、毎年1回以上、年度末に検討及び見直しを行います。見直しにおいては、生徒、保護者、担当教職員からの情報及び成績等の資料をもとに、学校管理職チーム（校長、事務長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、校内支援委員会、DP コーディネーター、言語支援担当チーム）により、検討を行います。変更があった場合は、校長の承認を受けたうえで、速やかに学校関係者に報告を行います。

私達は、この言語方針を学校全体で共有し、年度当初には生徒用ガイドブックや学校ホームページを通じて、生徒、教職員、保護者等に周知します。

この方針は2023年7月に静岡県教育委員会高校教育課により作成され、以後IB準備委員会や運営委員会議等を経て毎年改訂されています。

9 参考資料 References

International Baccalaureate Organization (2008), Guidelines for developing a school language policy

International Baccalaureate Organization (2014), Language and learning in IB programmes

International Baccalaureate Organization (2011), Guidelines for school self-reflection on its language policy

国際バカロレア機構 (2011) 『学内言語方針の策定ガイドライン』

国際バカロレア機構 (2014) 『IBプログラムにおける「言語」と「学習」』